

独立行政法人海上災害防止センター  
平成21年度業務実績評価調書

平成22年8月

国土交通省独立行政法人評価委員会

業務運営評価（個別項目ごとの認定）

項目		評価結果	評価理由 (計画と実績のポイント)	意見 (参考事項)
第二期中期計画	平成21年度計画			
<p>1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(1) 組織運営の効率化の推進 センターは、佐世保、鹿児島 の2箇所に支所を配置している。このうち佐世保支所については、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の受託業務（九州北部地区における防災資機材の維持管理業務）の終了に伴い廃止することとし、併せてセンター組織・定員の見直しを行う。</p>	<p>1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(1) 組織運営の効率化の推進 措置済み</p>	—		
<p>(2) 業務運営の効率化の推進 ① 一般管理費（特殊要因経費を除く。）について、中期目標期</p>	<p>(2) 業務運営の効率化の推進 ① <u>一般管理費</u>について、第一期 中期目標期間の<u>最終年度</u>（平</p>	A	<p>平成21年度の一般管理費を389,093千円とし、平成19年度（441,585千円／予算額）に対して11.9%（52,492千円）に</p>	

<p>間の最後の事業年度において、第一期中期目標期間の最終年度（平成19年度）比で9%程度に相当する額を削減する。</p>	<p><u>成19年度）比で6%程度に相当する額を削減する。</u></p>		<p>相当する額を削減し、21年度計画の目標値を達成した。</p> <p>【主な削減項目】 人件費 等</p>	
<p>② 人件費（退職手当等を除く。）については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、平成22年度末までに平成17年度比で5%以上の削減を行う。</p>	<p>② <u>人件費</u>（退職手当等を除く。）については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、<u>平成17年度比で4%程度に相当する額を削減する。</u></p>	S	<p>平成21年度の人件費を278,565千円とし、平成17年度（310,516千円／決算額）に対して10.3%（31,951千円）に相当する額を削減し、21年度計画の目標値を達成した。</p> <p>【主な削減項目】 退職者に替えて若年のプロパー職員を採用</p>	<p>数値目標を上回る削減を達成したことは評価できる。</p> <p>なお、センターは、海上防災に関する高い知見と経験を有した熟練の職員の存在が大きな利点となっている。人件費削減等の局所的な効率性が優先される余り、その利点が損なわれてはならない。</p>
<p>③ 俸給表の見直し等、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを行う。</p> <p>また、給与水準については、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、その適正性について検証し、これを維持する合理的理由がない場合にはその適正化に</p>	<p>③ <u>給与水準</u>については、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、その適正性について検証し、検証結果に応じた取組みを行うとともに、<u>検証結果及び取組状況をホームページ上で公表する。</u></p>	A	<p>平成20年度給与水準の適正性について検証を行い、その結果を平成20年度業務実績報告に記載のうえ、国土交通省独立行政法人評価委員会の評価を受けるとともに、ホームページ上で公表した。</p>	

<p>取り組むとともに、検証結果及び取組状況をホームページ上で公表する。</p>				
<p>④ 事業費（防災費、HNS 業務費、受託業務管理費（防災措置業務に限る。）及び公租公課の所要額計上を必要とする経費を除く。）について、中期目標期間の最後の事業年度において、第一期中期目標期間の最終年度（平成 19 年度）比で 3% 程度に相当する額を削減する。</p>	<p>④ <u>事業費</u>（防災費、HNS 業務費、受託業務管理費（防災措置業務に限る。）及び公租公課の所要額計上を必要とする経費を除く。）については、<u>第一期中期目標期間の最終年度（平成 19 年度）と同程度の水準に抑える。</u></p>	A	<p>平成21年度の事業費を757,885千円とし、平成19年度（765,390千円／予算額）に対して1.0%（7,505千円）に相当する額を削減し、21年度計画の目標を達成した。</p> <p>【主な削減項目】 民間借入金償還 特別修繕引当金繰入 等</p>	
<p>⑤ 契約については、「随意契約見直し計画」を着実に実施し、その取組状況を公表するとともに、一般競争入札の推進や情報公開の充実等により、競争性及び透明性を確保する。</p> <p>また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける。</p>	<p>⑤ <u>契約</u>については、センターが策定した「随意契約見直し計画」に基づき、<u>一般競争入札の推進や情報公開の充実により、競争性及び透明性を確保する。</u></p> <p>また、<u>監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける。</u></p>	A	<p>「随意契約見直し計画」に基づき、平成 18 年度に 90%だった随意契約件数の割合を、32.9%まで引き下げた。</p> <p>「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成 21 年 11 月 17 日閣議決定）を踏まえ、監事及び外部有識者等によって構成する「契約監視委員会」を平成 21 年 12 月 21 日に設置し、競争性の無い随意契約及び一者応札・応募となった契約について、点検、見直しを行い、新たな「随意契約等見直し計画」</p>	

<p>(3) 関係機関等との連携の強化 民間船会社及び関係行政機関の知見を活用し、業務の効率的な運営を図るため、これら機関等との連携を密にした業務運営を行う。</p>	<p>(3) 関係機関等との連携の強化 ① 排出油防除協議会、地区石油コンビナート等特別防災区域協議会等が主催する訓練が計画された場合には、これらの地域の訓練に合わせて<u>油回収装置等の運用訓練を実施し、関係機関との連携を強化</u>する。</p>	A	<p>と策定した。</p> <p>四日市、大阪泉北、水島、岩国、徳山下松各地区の海上防災訓練に参加、センターの油回収装置等を使用した防除訓練を実施し、関係機関等と連携強化を図った。</p>	
	<p>② 関係機関等の要請に応じ、<u>講演会等の開催時には、センター職員を講師として派遣</u>する。</p>	A	<p>排出油等防除協議会等からの依頼により、全国10箇所（12回）で行われた講演会に職員を派遣し、海上防災に関する知識等の普及に努めた。</p>	

<p>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(1) 海上防災措置業務</p> <p>センターは、「油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」（平成 18 年 12 月 8 日閣議決定）において、従来からの特定油（蒸発しにくい油）に加え、ガソリン、灯油等の揮発性の高い油やキシレン、ベンゼン等の有害液体物質（以下「HNS」という。）の排出事故についても対応できるよう、防除資機材の保有や防除措置能力の確保が求められている。</p> <p>このためセンターでは、平成 18 年 2 月に取りまとめられた「海上防災事業に係る検討委員会」の提言等も踏まえ、これまで HNS 防除体制の構築を図ってきたところであり、今後</p>	<p>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(1) 海上防災措置業務</p> <p>① 海上防災措置業務の適時・適確な実施</p> <p>海上保安庁長官の指示又は船舶所有者その他の者からの委託による<u>排出油等の防除措置を適時・適確に実施する。</u></p>	<p>A</p>	<p>船舶所有者からの委託に基づき、4 件の事故に出動し、排出油等防除措置を適確に実施した。</p>	
---	--	----------	--	--

<p>も引き続き、我が国の海上防災体制の一翼を担う中核機関として、次の業務を実施する。</p> <p>① 海上防災措置業務の適時・適確な実施</p> <p>海上保安庁長官の指示又は船舶所有者その他の者からの委託による排出油等の防除措置を適時・適確に実施する。</p>				
<p>② HNS防除体制の充実強化</p> <p>HNSの防除措置能力を向上させ、防除体制の強化を図るため、毎年度、契約防災措置実施者に対して「有害物質コース」（国際海事機関カリキュラムに準拠）を主体とした研修を実施し、HNS防除措置に係る知識と技能を教授する。</p> <p>また、センターが保有するHNS防除資機材・人員の動員システムやセンターがこれまで培ってきたHNS防除に関するノ</p>	<p>② HNS防除体制の充実強化</p> <p>ア 契約防災措置実施者に対する訓練</p> <p>特定油以外のガソリン、灯油等の揮発性の高い油やキシレン、ベンゼン等の有害液体物質（以下「HNS」という。）に関し、契約防災措置実施者の防除措置に係る技能の向上を図るため、<u>契約防災措置実施者の監督職員 28 名に対して、HNS防除措置に関する研修を行う。</u></p>	A	<p>防災訓練所において、契防者27名に対する研修を行い、HNS防除措置に係る知識・技能の向上を図った。</p> <p>このほか、契防者の所在地にセンター職員を派遣（全国11地区）し、HNS防除資機材取扱訓練及び研修を行い、HNS防除措置に係る知識・技能の向上を図った。</p>	

<p>ノウハウを有効活用し、我が国の防災体制の一層の向上を図る。</p>	<p>イ HNS防除資機材の整備</p> <p>我が国のHNS防除措置能力を一層向上させるため、特に<u>特定海域基地に重点を置き、HNS防除資機材の充実強化を行う。</u></p>	<p>A</p>	<p>特定海域基地 14 基地及び一般海域基地 6 基地について、HNS防除防除資機材の充実強化を図った。</p>	
	<p>ウ HNS防除に関するサービス提供</p> <p>我が国の防災体制の一層の向上に貢献するため、船舶所有者等に対してセンターが保有する<u>HNS防除資機材・人員の動員システムを活用したサービスの提供を実施する。</u></p>	<p>A</p>	<p>特定海域を中心にHNS防除資機材及び要員を配備し、事故対応体制を強化するとともに、HNSタンカー所有者との契約（HNS資機材要員配備証明書の発行）に基づき、センター保有の資機材及び要員を提供するサービスを実施した。</p>	
	<p>エ 石油コンビナート地区における防災業務に関する取組みの推進</p> <p>「海上防災事業に係る検討委員会」の提言等を踏まえ、臨海部石油コンビナート区域における石油化学企業等に対し、<u>HNS等防除のため海上</u></p>	<p>S</p>	<p>沿岸部の石油・石化企業等に対し、HNS資機材及び要員の配備による即応体制の確保、地区緊急時計画の作成支援、防災関連情報の提供等を行う海上災害セーフティサービス（MDSS）を行った。</p>	<p>海上災害セーフティサービス事業は、沿岸部の石油・石化企業の防災意識及び技能を向上させるものとして企業側にも認知され、参加企業も着実に増加しており、センターの財政的裏付けを与える優れた事業として評価できる。</p>

	<u>災害セーフティサービスを提供するなど、防災業務に関する取組を推進する。</u>			
(2) 機材業務 排出油防除資材（全国 33 基地）及び油回収装置等（全国 10 基地）の維持管理に努めるとともに、これら機材を迅速かつ確実に運用できるよう、各基地において毎年度 1 回の訓練を行う。	(2) 機材業務 ① 資機材の維持管理 全国 33 基地に配備されたオイルフェンス等の <u>排出油防除資材について、毎月保管状態を目視点検し、不具合が発見された場合には修理等を行い緊急時の使用に備える。</u> また、全国 10 基地に配備された <u>油回収装置等について、毎月各装置の作動確認及び手入れを実施し、不具合が発見された場合には修理等を行い緊急時の出動に備える。</u>	A	排出油防除資材（全国33基地）及び油回収装置（全国10基地）の定期点検を毎月実施し、不具合箇所には必要な措置を施した。	
	② 資機材の運用訓練 排出油防除資材を管理している <u>33 基地において搬出訓練を、油回収装置を管理運用している 10 基地において運用訓練を行う。</u>	A	排出油防除資材の搬出訓練を全国 33基地において、油回収装置の運用訓練を全国10基地において、それぞれ実施した。	

<p>(3) 海上防災訓練業務</p> <p>① 訓練の重点化</p> <p>「1978年の船員の訓練、資格証明及び当直維持の基準に関する国際条約」に基づく船員法の法定訓練に重点を置き、年間の訓練計画を策定し、実施する。</p> <p>特に、消防訓練を受ける必要がある危険物積載船の上級船舶職員に対しては、消火実習に主体をおいた訓練計画を策定し、実施する。</p>	<p>(3) 海上防災訓練業務</p> <p>① 訓練の重点化</p> <p>海上防災訓練の実施については、船員法の規定に基づくタンカー乗組員に対する訓練に重点をおいて計画し、期間中に<u>標準コース（5日間）を10回、消防実習コース（2日間）を8回それぞれ開催する。</u></p> <p>標準コース5日間のうち2日間は消火実習に主体をおいた計画とし、1日は油火災消火実習、他の1日はガス火災消火実習を実施する。また、消防実習コース（2日間）については油・液化ガス・液体化学薬品消火実習に1日を充てる他、船内搜索、保護具・検知器取扱実習等を実施する。また、<u>今年度は、大容量泡放射砲訓練コース、原子力発電所火災コース等を新たに実施する。</u></p>	S	<p>標準コースを11回（計456名）、消防実習コースを8回（計251名）、それぞれ実施した。</p> <p>標準コースの受講希望者が予定を上回ったため、他の訓練を変更することなく、1回追加して実施した。</p> <p>また、利用者ニーズに応え、コンビナートコース火災マネジメントコースを新たに開設し、大規模危険物施設火災対応管理能力の向上を目的とした訓練を計15名の受講生に対して実施した。さらに、原子力発電所火災コースについても新たに開設し、計5回の火災消火訓練を計165名の受講生に対して実施した。</p>	<p>船員法に基づく法定訓練を実施する一方、社会的ニーズに応え新たな防災訓練コースを開設するとともに、民間企業（電力、ガス、石油・石化企業等）からの委託による海上防災訓練を積極的に実施し、民間防災要員の能力向上を図ったことは評価できる。</p>
<p>② 訓練参加者の能力向上</p>	<p>② 訓練参加者の能力向上</p>	A	<p>標準コース（11回）の平均点は93点、</p>	

<p>訓練終了後に実施する試験の平均点が80点以上となるよう、分かりやすい講義を実施する。</p> <p>また、試験結果が70点未満の者に対しては補習等を行い、能力の向上を図る。</p>	<p><u>訓練終了後に実施する試験の平均点が80点以上となるよう、分かりやすい講義を実施する。</u></p> <p>また、試験結果が<u>70点未満の者に対しては補習等を行い、能力の向上を図る。</u></p>		<p>消防実習コース（8回）の平均点は96点であり、それぞれ目標値を達成した。</p> <p>また、70点未満の者に対しては補習を実施し、能力向上を図った。</p>	
<p>(4) 調査研究等業務</p> <p>① 海上防災体制強化に資する調査研究の実施</p> <p>過去の事故対応の経験等を活用し、海上防災措置に必要な資機材を開発するとともに、海上防災措置の改善に役立つ技術について調査研究を行う。</p>	<p>(4) 調査研究等業務</p> <p>① 海上防災体制強化に資する調査研究の実施</p> <p><u>受託事業として「石狩LNG基地の海上防災対策に関する調査研究」、「新仙台火力発電所LNG基地における海上防災対策に関する調査研究」を実施する。</u>日本財団助成事業として「タンカー火災の消火に関する調査研究」を実施する。</p>	A	<p>当初計画のとおり、受託事業4件及び日本財団助成事業1件を実施した。</p>	
<p>② 成果の普及・啓発</p> <p>調査研究の成果（受託研究を除く。）をホームページ上で公開し、成果の普及・啓発を図る。</p>	<p>② 成果の普及・啓発</p> <p><u>これまでの調査研究の成果（受託研究を除く。）をホームページ上で継続公開し、引</u></p>	A	<p>日本財団助成事業による調査研究の概要をセンターのホームページ上で公開するとともに、日本財団ホームページで公開しているセンターの調査研究成</p>	

	<p>き続き、<u>成果の普及・啓発を図る。</u></p>		<p>果一覧へリンクを張り、成果の普及・啓発を図った。</p>
<p>(5) 国際協力推進業務</p> <p>① 国際協力業務の推進</p> <p>過去の事故対応の経験等を活用し、開発途上国等からの要請を受け、海上防災のための措置に関する指導及び助言を行うとともに、国際海事機関のカリキュラムに準拠した訓練を海外からの研修員に対して実施し、海上防災に関する知識・技能を移転する。</p>	<p>(5) 国際協力推進業務</p> <p>① 国際協力業務の推進</p> <p>東南アジア諸国関係官庁の防災担当者及びその他開発途上国関係機関の防災従事者等向けに、国際海事機関のカリキュラムに準拠した訓練内容等で構成する<u>外国人研修を2回実施し、海上防災に関する知識・技能を移転する。</u></p>	A	<p>計画通り、次の外国人研修を実施し、開発途上国等に対して海上防災措置に関する知識・技術の移転を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ J I C A 研修（外航基幹職員養成コース）／海技大学校委託</li> <li>・ J I C A 集団研修（救難防災コース）／（財）海上保安協会委託</li> </ul>
<p>② 訓練参加者の能力向上</p> <p>海上防災に関する各国のニーズに応じた訓練を実施する。</p> <p>また、訓練終了後に実施する試験の平均点が 80 点以上となるよう、分かりやすい講義を実施するとともに、試験結果が 70 点未満の者に対しては補習等を行い、能力の向上を図る。</p>	<p>② 訓練参加者の能力向上</p> <p>海上防災に関する各国のニーズに応じた訓練を実施するとともに、訓練終了後に実施する<u>試験の平均点が 80 点以上となるよう、分かりやすい講義を実施する。</u></p> <p>また、試験結果が <u>70 点未満の者に対しては補習等を行い、能力の向上を図る。</u></p>	A	<p>筆記試験の平均点が、海技大学校委託については 75 点、（財）海上保安協会委託については 76 点であり、目標値の平均点 80 点以上に僅かながら達しなかった。</p> <p>これは、受講者の中に英語力が不十分な者が多かったこと、また、その英語力に対して試験問題の難易度が高かったこと等が要因であると思料されるが、訓練期間中、受講生と講師との意思疎通</p>

			は十分に図られており、座学及び実技とも、その理解・習熟度は目標レベルに達していたものと思料している。	
<p>3. 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>(1) 自己収入の確保</p> <p>これまで培った技術・能力を活用し、本計画に基づく業務や社会ニーズを踏まえた業務を展開し、自己収入の確保を図る。</p>	<p>3. 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>(1) 自立的な運営を図るための自己収入の確保</p> <p>センターの事業は平成22年度までに公益法人の業務として実施する方向で検討がなされることとなったことから、自己収入の確保に一段と努める必要があり、基金等を地方債等で運用し利息収入を得る他、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構からの委託事業及びLNG基地海上防災対策に関する調査研究等の受託業務収入、タンカーに対する消防船の警戒料、船舶所有者等に対する資機材備付証明書等発行料、並びに船員等の訓練参加者からの受講料等により自己収入を確保</p>	A	<p>年度計画で掲げた事業を実施し、自己収入を確保した。</p> <p>予算、収支計画及び資金計画については、それぞれ計画どおりに実施した。</p>	

	する。			
(2) 予算(人件費の見積を含む。)	(2) 予算(人件費の見積を含む。)			
(3) 収支計画	(3) 収支計画			
(4) 資金計画	(4) 資金計画			
— 別添「中期計画」参照 —	— 別添「20年度計画」参照 —			
4. 短期借入金の限度額 排出油等防除措置に必要な額として、1,100百万円を短期借入金とする。	4. 短期借入金の限度額 排出油防除措置に必要な額として、1,100百万円を短期借入金とする。	—	該当なし	
5. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし。	5. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし。	—	該当なし	
6. 剰余金の使途 剰余金は予定していない。	6. 剰余金の使途 剰余金は予定していない。	—	該当なし	
7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 (1) 施設・設備に関する計画	7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 (1) 施設・整備に関する計画	A	消防演習場については、淡水化プラントの定期メンテナンスを行うとともに、船舶ローディングアーム架台等演習施	

<p>消防演習場等の訓練施設及び船舶について、計画的に修繕を行い業務遂行に必要な機能を維持する。</p>	<p>① <u>消防演習場の淡水化プラントの定期点検、整備を行う。</u></p> <p>② <u>消防船については、1隻の定期検査及び他の1隻の中間検査を行う。訓練船については、1隻の定期検査及び他の1隻の上架修理を行う。</u></p>	<p>A</p>	<p>設の修繕を行った。</p> <p>消防船については、「おおたき」の定期検査及び「きよたき」の中間検査を実施した。また訓練船については、「ひので」の定期検査並びに「ひので」及び「ホエール」の上架修理を実施した。</p>	<p>・法定検査は、当然に実施すべき性質の業務であり、評価項目にはなじまないのではないかと。次年度は、評価項目とすべきか否か検討を要する。</p>
<p>(2) 人事に関する計画</p> <p>センターの業務を確実にかつ効率的に遂行するため、職員に対して研修・訓練を実施し、知識・技能の向上を図るとともに、適性に応じた部門に配置する。</p> <p>[参考]</p> <p>1) 期首の常勤職員数 29名</p> <p>2) 期末の常勤職員数見込み 29名</p>	<p>(2) 人事に関する計画</p> <p>① 方針</p> <p>センターの業務を確実にかつ効率的に遂行するため、職員に対して研修・訓練を実施するとともに、職員の配置に関して、油等流出事故及び船舶火災等に対応する防災業務、船員等に対する訓練業務、消防船及び油回収装置等の維持管理業務、海上防災に関する調査研究業務、その他の業務を行うに当たり<u>効率的な業務実施が可能となるよう適正な人事配置とする。</u></p>	<p>A</p>	<p>4月、新任職員を対象とした研修・訓練を実施した。</p> <p>行政機関及び民間の知見をセンター業務に活用するため、出向者12名の派遣を受けるとともに、各職員の能力・適性及び業務内容等を勘案して適切な部門に配置した。</p>	<p>・センターの技能レベルを維持するためには、長期的な視点から、計画的に、研修・訓練及びOJTを実施することが重要である。</p> <p>・プロパー職員の年齢構成を長期的な視点から見据え、人事を行うことが重要である。</p>

	<p>② 人員計画</p> <p><u>年度末の常勤職員数を第二期中期目標期間初年度（平成20年度）と同数とする。</u></p> <p>[参考 1]</p> <p>(i) 第二期中期目標期間初年度（平成21年度）の常勤職員数 29人</p> <p>(ii) 平成21年度末の常勤職員数 29人</p> <p>[参考 2]</p> <p>平成21年度の人件費総額見込み 295百万円</p>	A	<p>計画どおり、年度末の常勤職員数を年度当初と同数の29名とした。</p>	
<p>(3) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第42条の30第1項に規定する積立金の使途</p>	<p>(3) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第42条の30第1項に規定する積立金の使途</p>	—	<p>第一期中期目標期間終了時における利益剰余金（約22.3億円）については、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第42条の30第2項及び第5項に基づく積立金として整理し、国土交通大臣の承認を受けた。</p>	
—	—	—	—	

<記入要領>・項目ごとの「評定結果」の欄に、以下の段階的評定を記入するとともに、その右の「評定理由」欄に理由を記入する。

SS：中期目標の達成に向けて特筆すべき優れた実施状況にあると認められる。

S：中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。

A：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。

B：中期目標の達成に向けて概ね着実な実施状況にあると認められる。

C：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められない。

- ・SSをつけた項目には、特筆すべきと判断した理由として、他の項目における実績との違いを「評定理由」欄に明確に記述するものとする。
- ・必要な場合には、右欄に意見を記入する。

## 総合的な評価

### 業務運営評価（実施状況全体）

SS	0項目	
S	3項目	<input type="text"/>
A	22項目	<input type="text"/>
B	0項目	
C	0項目	

### 総合評価

#### （法人の業務の実績）

- 一般管理費及び人件費について、それぞれ数値目標を上回る削減を達成したこと、また、自己収入の確保を図り、運営費交付金を受けることなく自立的な業務運営を行ったことは評価できる。  
一般管理費：11.9%（6%）、人件費：10.3%（4%）（ ）は目標値
- HNS関連業務（HNS資機材要員配備・緊急措置サービス、海上災害セーフティサービス）で得られた利益を「海上災害対応能力レベルアップ計画」に基づく財源として資機材等の整備に充当したことは、我が国の排出油等防除体制の向上に貢献するものであり評価できる。
- 海上災害セーフティサービス事業は、沿岸部の石油・石化企業の防災意識及び技能を向上させるものとして企業側にも認知され、参加企業も着実に増加しており、センターの財政的裏付けを与える優れた事業として評価できる。
- センター保有のHNS防除資機材及び人員の動員システムを活用し、HNS資機材要員配備・緊急措置サービス及び海上災害セーフティサービスを展開していることは、我が国におけるHNS防除体制の向上に貢献するものであり評価できる。
- 訓練業務について、船員法に基づく法定訓練及び民間企業（電力、ガス、石油・石化企業等）からの委託による海上防災訓練を積極的に実施するとともに、利用者ニーズに応えた新たな訓練コースを開設し、民間防災要員の能力向上を図ったことは評価できる。

#### （課題・改善点、業務運営に対する意見等）

- 「随意契約見直し計画」に基づき、全契約件数に対する随意契約の割合を90%（18年度）から32.9%（21年度）に引き下げたことは評価できる。今後とも「随意契約見直し計画」等に基づき、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、一般競争入札を着実に推進するとともに、21年度に設置した契約審査委員会及び契約監視委員会の活用や情報公開を通じて契約の競争性及び透明性の向上を図ること。
- 一者応札については、20年度は22件であったところ、21年度は3件まで減少しており改善の跡が伺えるが、契約の発議、決裁、公告等の各段階において現状の手続きを検証し、必要な改善策を講じることにより、今後も引き続き契約の適正化に取り組むこと。

- ・ 給与水準（ラスパイレス指数107.6）について、センター業務は危険性、困難性が高く、その実施にあたっては専門的知識・技術、豊富な経験を有する者を配置する必要があることを勘案すれば、妥当な数値であると思料する。今後も引き続き人件費の抑制に努めるとともに、業務実績及び情報公開等を通じて社会的な理解が得られるよう取り組むこと。
- ・ 内部統制については、役職員で構成するプロジェクトチームにより、専門家等からの意見聴取、内部規程の整備等を実施したことは評価できる。今後とも、監事、会計監査人に指導、提言を受けつつ検討を進め、内部統制の更なる向上に努めること。

（その他）

- ・ 国からの交付金及び補助金等を一切受けていないところ、法定外福利厚生費について、社会情勢の変化等を踏まえ、21年度中に職員協議を重ね、その結果、22年度に食事券に係る補助を廃止するとともに、永年勤続表彰等に伴う副賞の授与についても支給を停止し、経費の支出を見直したことは評価できる。
- ・ 職員に適用している乗船手当、防除活動手当及び防災実技訓練指導手当については、国や地方自治体で支給されている手当等を参考に設けられているものであるが、業務の実態に鑑みて当該手当を支給することは妥当であると思料する。また、これらの手当の金額についても、類似のものに比して適切な金額であるものと思料する。
- ・ 利益剰余金27.7億円は、国からの交付金、補助金等を一切受けず、民間から得た手数料収入等が積み上がって形成されているものであるが、これに対応する資産は、現に使用している油回収装置等の事業用資産のほか、これらの更新等に要する額に相当する金融資産に対応するものである。また、大規模油流出事故時の対応等により勘定に欠損が生じた場合の補填にも充当されるものであることから、当該利益剰余金を保有することは妥当であると思料する。また、如何なる事態にも柔軟に対応できるよう積立金として整理していることについても妥当と思料する。
- ・ センターが保有する基金、油防除資機材、船舶、訓練施設等の資産については、センター業務を遂行するうえで必要不可欠なものであり、全て有効に活用されているものと思料する。今後も理事会の適切な管理のもと、更なる有効活用を図ること。

<p>総合評定 （SS, S, A, B, Cの5段階）</p> <p style="text-align: center;">A</p>	<p>（評定理由）</p> <p style="text-align: center;">最頻値の評定であるため。</p>
---	---